

【政府広報】  
10月1日、消費税・地方消費税10%へ

10月1日に消費税・地方消費税の税率が10%に引き上げられます。10%のうち2.2%は地方消費税（地方税）です。

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。例えば、①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援の必要な学生の高等教育（大学など）の無償

化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などです。

税率引上げに合わせて、飲食料品（お酒・外食を除く）と新聞（定期購読契約・週2回以上発行）に係る税率を8%に据え置きます（軽減税率制度）。このほか、家計や景気への影響を緩和するための対策も実施します。

また、事業者の皆様は、軽減税率制度での新しい仕入税額控除の方式に対応するためには、帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

中小企業・小規模事業者の方には、レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修についての補助金を設けるなどの支援を行っています。ぜひご利用ください。

制度についての詳細

は、政府広報オンライン、国税庁ホームページ、軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）のホームページ等をご覧ください。

■お問い合わせ先

受付時間

平日午前9時から午後5時まで

消費税軽減税率制度（電話相談センター）

フリーダイヤル

☎0120-205-553

ナビダイヤル

（通話料がかかります）

☎0570-030-456

軽減税率対策補助金

（事務局）

フリーダイヤル

☎0120-398-111

ナビダイヤル

（通話料がかかります）

☎0570-081-222



適用開始日	現行（注1）	2019年10月1日（注2）	
		標準税率（注1）（注3）	軽減税率（注4）
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合計	8.0%	10.0%	8.0%

- (注1) 2019年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。
- (注2) 消費税率の引上げ時期は、2017年4月1日から2019年10月1日に変更されました。
- (注3) 引上げ後の税率は、経過措置が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。
- (注4) 軽減税率の適用対象となる飲食料品の譲渡等は、次のとおりとされています。
- ① 飲食料品の譲渡  
(食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）の譲渡をいい、外食を含まない。)
  - ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡